

本道におけるAEDの 普及啓発について



平成18年6月

北海道総合保健医療協議会救急医療専門委員会

<目 次>

I	はじめに	1
II	AEDに関するこれまでの国の動向	2
1	「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」	
1)	AEDを用いた除細動の医行為該当性	
2)	非医療従事者によるAEDの使用について	
3)	一般市民を対象とした講習	
2	「自動体外式除細動器（AED）の講習内容の取りまとめについて」	
3	「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について」	
III	AED使用の対象となる心停止の発生状況及びAED設置の現状について	3
1	一般市民の心停止の発生状況	
2	教育現場における心停止の発生状況	
3	心停止の発生と除細動の効果について	
4	北海道内におけるAEDの設置状況	
IV	北海道内におけるAED講習等の実施状況	5
1	消防機関等における対応	
2	日本赤十字社における対応	
3	保健所における対応	
4	その他	
V	AEDの普及啓発のあり方	6
1	心肺蘇生法の普及啓発について	
2	AEDの設置促進について	
1)	公的施設等への設置について	
2)	民間施設等への設置について	
3)	普及啓発活動の働きかけ	
3	AEDの普及啓発における関係機関の役割分担について	
1)	行政機関の役割	
2)	消防機関の役割	
3)	警察等の役割	
4)	学校等の役割	
5)	医師会の役割	
6)	日本赤十字社北海道支部の役割	
7)	民間の役割	
4	一般市民によるAED使用の有効性に関する検証	
VI	おわりに	10

[委員名簿、参考資料]

I. はじめに

心停止者の救命のためには、「迅速な通報」、「迅速な心肺蘇生」、「迅速な除細動」、「二次救命処置」の“救命の連鎖”といわれる4つの各輪がうまく組み合わさって連続して機能することが大切といわれている。

この3つ目の輪の「迅速な除細動」は、心室細動等の生命に関わる不整脈等で除細動が必要になる場合、1分1秒でも早く除細動を実施することが救命率の向上に重要であるといわれているが、除細動器を持った救急隊が通報から救急現場に到着するまでには、全国平均で6.4分かかるとされている。



AHA 心肺蘇生と救急心血管治療のための国際ガイドライン 2000 から引用

自動体外式除細動器（Automated External Defibrillators。以下「AED」という。）とは、電極パッドを傷病者の胸に貼り付け、電源を入れると機械が操作方法を音声メッセージで指示し、使用者はその指示通りに操作を行うことで、心電図の読み方や不整脈などについての医学的知識が無くても、機械が自動的に生命の危険がある不整脈が起こった場合に、心臓のリズムを正常に戻すための治療方法である除細動が必要かどうかを判断し、必要時にのみ心臓に電気ショック（除細動）を実施することができるものである。

わが国では、これまで医師ならびに看護師及び救急救命士以外の者（以下「非医療従事者」という。）による AED の使用は認められていなかったが、突然の心停止の際に、現場で迅速に行われる AED による応急処置が救命率の向上に寄与し、欧米において AED の講習を受講した一般市民にその使用が普及し、安全性・信頼性について概ね評価が確立したことから、病院前救護の充実強化のため、平成 16 年 7 月 1 日の厚生労働省通知により、一定の条件下で非医療従事者による AED の使用が医師法違反とならないものとする方針が明らかにされた。

本報告書は、多くの道民の救命への関心と協力意欲の高揚を図るため、今後の北海道における一般市民（非医療従事者）による AED の使用及び普及促進に対する基本的な考えを示すものである。

II. AEDに関するこれまでの国の動向

1. 「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」

国では、平成 15 年 11 月に非医療従事者による AED の使用のあり方に関する検討会を設置するとともに、同検討会での報告書（参考資料 1）を踏まえ、平成 16 年 7 月の「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」の厚生労働省医政局長通知（参考資料 2）の中で、AED を用いた除細動の医行為該当性、非医療従事者による AED の使用について、一般市民を対象とした講習等について示した。

1) AED を用いた除細動の医行為該当性

心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者（以下「心停止者」という。）に対する AED の使用については、医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的に医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条違反になるものであること。

2) 非医療従事者による AED の使用について

救命の現場に居合わせた一般市民が AED を用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にならないものと考えられることとした。一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、非医療従事者が AED を用いても医師法違反とならないものとされる 4 つの条件を示した。

4 つの条件とは、

- ① 医師を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること
- ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
- ③ 使用者が、AED 使用に必要な講習をうけていること
- ④ 使用される AED が医療器具として薬事法上の承認を得ていること

である。

一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定される者について、この通知の中では具体的に明らかにされていないが、既に AED を使用することができる救急救命士以外の救急隊員などが該当すると考えられている。

3) 一般市民を対象とした講習

AED の使用に関する講習については、救命の現場に居合わせた一般市民が心停止者の安全を確保した上で AED を使用し積極的な救命に取り組めるよう、その受講が推奨され、講習内容が示されるとともに、時間数については概ね 3 時間程度とされた。

2. 「自動体外式除細動器（AED）の講習内容の取りまとめについて」

財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会が一般市民を対象とした AED の講習について講習内容を取りまとめ、平成 16 年 8 月に厚生労働省医政局指導課長から通知された（参考資料 3）。これは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し、応急の対応をすることが期待・想定される者を対象に実施される講習とこれらを指導する講師養成のための講習の内容と

なっている。

3. 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について」

消防機関では「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成 5 年 3 月 30 日付け消防救第 41 号）に基づき、一般住民に対する基本的蘇生法を含む応急手当の普及啓発を実施していたが、先の「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成 16 年 7 月 1 日付け厚生労働省医政局長通知）により、非医療従事者が AED を使用することが可能となったことを踏まえ、上記要綱が改正され、住民に対する応急手当普及講習のプログラム、応急手当指導員又は応急手当普及員になるための講習プログラムが消防庁から示された（参考資料 4）。

III. AED 使用の対象となる心停止の発生状況及び AED 設置の現状について

1. 一般市民の心停止の発生状況

病院外で突然の心停止が発生した場合、その大部分は消防機関に通報がなされ、現場に駆けつけた救急隊員により応急手当が行われ、医療機関に搬送されているが、道内の消防機関の統計によれば、消防機関が搬送した病院外の心停止件数（救急隊により心肺蘇生が実施された件数）は、平成 16 年のデータでは 4,130 件となっている（参考資料 5）。

わが国において病院外で発生した心原性心停止（心臓に原因のある心停止）者は年間 2－3 万人といわれているが、病院外の心停止に関する詳細な報告は少なく、一般的に病院外心停止のうち、心原性心停止は 40－50%、さらに AED 使用の対象となるような不整脈による心停止は心原性心停止の 80%程度と推定されるが、その心停止の発生場所についての詳細な調査は行われていない。海外及び国内の限定的な調査によれば、病院外心停止の約 60%が自宅で発生し、AED の設置が見込まれるような公衆の場における心停止は 6－8%程度という報告があり、これらの報告から、道内では AED 使用の対象となる心停止数は年間 100 件程度あると推定される。

2. 教育現場における心停止の発生状況

小・中・高等学校等の教育現場における学校管理下（登校時から帰宅するまで）の死亡・障害に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが学校管理下の災害や事故の実態を把握している。同センターが取り扱う「児童・生徒等の 99%が加入する災害共済給付制度（幼稚園、保育所を含む）」の死亡見舞金給付状況に関する統計情報によると、平成 16 年度の一年間に全国では約 90 人の児童・生徒等が学校管理下において死亡し、学校種別では高等学校が最も多く、中学校、小学校の順となっている。これら学校管理下の死亡の内、約 48%、44 件が心原性突然死であるとされている（参考資料 6）。道内の教育現場に限定した心停止発生の現状については公表されていないが、平成 15 年度に道内の高等学校で突然死事案が発生し、この生徒の両親がこの後 AED を学校に寄付したことが報道された。

また近年、子供の突然死の原因として心臓震盪が注目されている。心臓震盪は、多くはスポーツ活動中に健康な子供や若い人の胸部にボールなどにより比較的弱い衝撃が加わったことにより致死的不整脈である心室細動が発生し心臓が停止する状態とされ、救命には AED が有効とされているが、

わが国では症例の報告例が少なく、その実態はほとんど把握されていない。しかし、健康な子供が突然死する可能性がある限り、スポーツ活動を指導する教職員やスポーツ少年団の指導者などは、心臓震盪に関する知識や心肺蘇生法を習得するとともに、スポーツ活動の場にも応急手当講習会の普及や AED の設置が促進されるべきと考えられ、道内においても野球少年団が独自に AED を導入したことが報道された。

3. 心停止の発生と除細動の効果について

心停止者の救命のためには、「迅速な通報」、「迅速な心肺蘇生」、「迅速な除細動」、「二次救命処置」の救命の連鎖が繋がることが重要で、特に迅速な除細動の実施の重要性がわが国の「救急蘇生法の指針」においても強調されている。現在、病院外で突然の心停止が発生した場合、消防機関に通報され、通報により駆けつけた救急隊員により応急手当が行われ、医療機関に搬送される例が大部分であるが、救急隊が通報から現場に到着するまでの時間は、道内消防機関の統計によれば、平均 6.0 分（平成 16 年 1～12 月実績）で、全国平均の 6.4 分より早い。また、道内の消防機関では、70%の救急隊において救急救命士が運用（平成 17 年 4 月 1 日現在：一部運用含む）され、除細動を含めた応急処置を行う体制が整っている。また、平成 16 年に非医療従事者による除細動が一定の条件のもと認められたことを受け、平成 17 年 12 月末現在で道内救急自動車の 78%に除細動器が積載されており、今後とも整備が進むものと考えられる。しかし、心停止から除細動までの時間が 1 分遅れるごとに約 10%救命率が低下するといわれ、救命率向上のためには救急隊が到着する前に現場に居合わせた一般市民による速やかな除細動が必要と考えられる。

平成 17 年に愛知県で開催された日本国際博覧会（通称、愛地球博）では、185 日間の会期中に 2,200 万人が来場したが、会場内に 100 台以上、60 - 70m 間隔での AED が設置された。会期前を含む期間に 5 人の心停止者に対し、現場に居合わせた一般市民もしくは会場関係者により AED が使用され、4 人が社会復帰し、不特定多数が利用する場・施設等に設置される AED の救命効果が実証された。

4. 北海道内における AED の設置状況

平成 16 年 7 月の厚生労働省の通知以降、国内でも様々な施設、イベント等において AED の設置が促進され、これまでに北海道内においても一般市民の使用を想定した AED の設置がされてきている。平成 17 年 11 月に道が道内各保健所等を通じて実施した調査によれば、道内 200 施設以上で 300 台以上の AED が設置されている。現時点では AED 設置の充足度（設置 AED 台数／設置が望まれる場所・台数）についての検討はされていないが、消防防災機関、スポーツ関連施設、医療施設等に多く設置され、空港や駅、デパート等のショッピングセンター、公民館や会議場などの不特定多数の集まる場所や学校施設等における設置は必ずしも十分とはいえないと考えられる。

北海道内における AED の設置状況

平成 17 年 11 月 11 日現在

	公立施設	民間施設	合計
施設数	137	94	231
AED 設置台数	213	99	312

施設種類別設置状況

	公立施設		民間施設		合計	
	施設数	AED 設置台数	施設数	AED 設置台数	施設数	AED 設置台数
行政庁舎等	6	6			6	6
消防・防災機関等	36	82	1	1	37	83
スポーツ施設	29	33	17	17	46	50
スポーツ団体等	1	1	4	4	5	5
遊技場等	1	2	8	8	9	10
空港・駅	3	3	1	2	4	5
観光・温泉・宿泊施設	2	3	8	8	10	11
医療施設等	22	43	40	41	62	84
保健・福祉施設等	9	10	3	4	12	14
学校施設等	20	20	6	7	26	27
デパート			1	2	1	2
公民館・会議場等	5	5	1	1	6	6
市場	1	2			1	2
動物園・科学館	2	3			2	3
集合住宅・町内会等			2	2	2	2
その他			2	2	2	2
合計	137	213	94	99	231	312

(H18年までの設置予定を含む、国立施設は含まれていない)

IV. 北海道内における AED 講習等の実施状況

これまで一般市民を対象とした基本的な蘇生法の講習は、日本赤十字社が実施する救急法講習会や各消防機関が実施する普通救命講習等により実施されていたが、AED の使用を含めた蘇生法の講習を実施するため、これらの機関では AED の使用に関する教授法を含む指導教育プログラムに基づき講師養成が図られている。

1. 消防機関等における対応

北海道消防学校では、平成 15 年度から AED トレーニングキット等を整備するなどの準備を行い、平成 16 年度から救急救命士の資格を持たない非医療従事者である救急隊員、一般消防職員に対し、AED の使用を含めた蘇生法の教育を開始した。また、全道 71 消防本部（当時）では先述した講習プログラムをもとに、平成 17 年 6 月現在、3,422 人の応急手当指導員と 152 人の応急手当普及員の養成を行うとともに、一般市民を対象とした AED の使用を含めた蘇生法について、普通救命講習として 31,080 人、上級救命講習として 758 人（いずれも平成 17 年 1 月 1 日～平成 17 年 12 月 31 日の実績）に対し講習を実施している。

2. 日本赤十字社における対応

日本赤十字社北海道支部では、平成16年度から救急法指導員を対象としたAED伝達研修を実施するとともにAEDトレーニングキット等を整備し、平成17年度から救急法の短期講習会のひとつとして、AEDを含む蘇生法の講習（一回220分間）で行い、平成17年11月末日までの総受講者数は841名となっている（参考資料7）。

3. 保健所における対応

全道の保健所では毎年9月9日を中心とした救急医療週間に、救急法の講習会等を実施しており、平成17年度は全ての道立保健所（26機関）において、AEDに関する講演、AEDの使用を含めた実技講習等を実施し、札幌市、旭川市などの保健所においてもAEDの使用に係る講習を実施した（参考資料8）。

4. その他

民間団体、医師会、NPO法人、ボランティア団体などにおいてはAEDの普及啓発に係る活動がなされているが、現時点で、その活動状況について十分に把握されていない状況である。

V. AEDの普及啓発のあり方

1. 心肺蘇生法の普及啓発について

道民の救命率向上のためには、基本的な心肺蘇生処置と迅速なAEDの使用が重要であることを広く普及・啓発することが大切である。また、救急の現場に居合わせた道民が自信を持って積極的に救命に取り組むことができるように、AEDの設置とともに一般市民によるAEDの使用を前提とした心肺蘇生法の講習会の受講が重要と考えられる。

このような心肺蘇生法の講習会は、これまでも日本赤十字社や消防機関を中心として実施されているが、さらに保健所等で実施されている救急法等講習会を含め、あらゆる機会を通じて心肺蘇生法の普及啓発活動が行なわれることが重要である。

国の通知では、一般市民（非医療従事者）のうち、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者（一定頻度者）として具体的な職種等は明記されていないが、救急救命士を除く救急隊員が典型的な職種として推定されるほか、警察官、介護施設職員、病院一般職員、駅職員、空港職員、警備員、スポーツ施設職員等も反復継続性の観点からそれぞれの所属において判断されるべきと考えられる。一定頻度者がAEDを使用する場合、「必要な講習を受講すること」等の条件を満たす必要があることから、これらの職種については講習の受講の必要性について周知する必要がある。また、教育現場への普及啓発も重要であると考えられることから、学校職員の受講促進についても検討される必要がある。

AEDが不特定多数の集まる場所にできる限り多く設置され、併せて救命の現場に居合わせた道民が心停止者の安全を確保した上でAEDの使用を含めて積極的に救命に取り組むことができるように、医師会、医療機関、日本赤十字社、民間団体などの救命法の実施機関、事業者、行政などが連携協力してAEDの普及啓発に取り組むことが重要である。

2. AED 設置促進について

心停止が発生した現場において迅速な除細動を効果的に実施されるためには、不特定多数の利用する場・施設や心停止の発生頻度の高いと考えられる場・施設に AED を設置することが重要であるが、わが国では AED の設置が望まれる場所・施設に関する具体的な設置基準は設けられていない。先にまとめられた「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」の報告書の中では、AED の設置については一律に設置を求めるものではなく、AED の使用に関する国民の理解が深まり、その利用が普及することによって、傷病者の救命率が向上することを期待するもの、と報告されている。

米国では、2000 年から積極的に一般市民による AED を使用した救命処置の普及に努めており、この中で米国心臓協会（AHA）では、AED の設置が勧められる場所として、心停止事例が 5 年に 1 度起こる可能性のある場所とし、国際空港、刑務所、ショッピングモール、運動施設、工場、ゴルフ場などを挙げている。

1) 公的施設等への設置について

公共団体等が管理する公的施設等については、不特定多数の利用度は決して高くない施設もあるが、道民の救命への関心と協力への意欲を高めるとともに、民間施設等への設置を促進する観点から、設置についての検討を行う必要がある。その中でも不特定多数の利用度の高い施設や心停止発生の危険性が高いと考えられる施設にあつては、各公共団体等において設置計画を定め、早期に設置を図るべきと考えられる。

<設置が望まれる公共施設等>

庁舎施設（道市町村）、福祉施設等（各種老人ホーム、老人保健施設等）、体育関連施設
文化教養施設（各種ホール、公民館等）、公共宿泊施設等（公共の宿、温泉施設等）
交通施設等（駅、空港）学校、病院・診療所、その他不特定多数が利用する施設

2) 民間施設等の設置について

民間施設等への AED の設置促進を図るためには、道民に心肺蘇生および除細動の有効性や、救命の連鎖における道民個々の役割の重要性などが、広く理解されることを前提として、公共団体等による普及啓発活動の推進が重要である。そのうえで民間施設における AED の設置は、各事業者の自主性により判断されるべきものであるが、この際に心停止事案の発生状況、不特定多数の利用状況、医療従事者や救急隊などのアクセス状況などを踏まえ、各施設の管理者等は AED 設置の必要性を判断することが大切である。また、導入された施設等の管理者等に対しては、適切な機器の維持管理及び職員等に対し定期的な講習が行われるように、啓発を行う必要がある。

<設置が望まれる民間施設等>

交通施設（駅、空港等）、体育施設（ゴルフ場、スポーツクラブ、体育館等）、娯楽・遊戯施設（映画館、パチンコ店、競馬・競輪の関連施設等）、商業施設（大規模ショッピングセンター）、宿泊施設（ホテル、旅館等）、民間病院・診療所、福祉施設等（各種老人ホーム、老人保健施設等）、その他不特定多数が利用する施設

3) 普及啓発活動の働きかけ

多くの道民の救命への関心と協力意欲の向上を図るため、AEDに関わる情報（AEDの設置、一般市民によるAEDの使用、AEDの救命効果等の情報）は、各道市町村の広報誌を活用した広報に加え、マスメディア等を利用して広く広報する必要があると考えられる。また、各事業者個々の取り組みに留まらず、効果的な設置促進が図られるよう関係団体等へ働きかけることも必要であると考えられる。

<広報活動を積極的に働きかけるべきところ>

報道：新聞社、テレビ局、等

業界団体等：経済団体、労働団体、市町村会、等

3. AEDの普及啓発における関係機関の役割分担について

道民が安全確実にAEDを使用するため、普及啓発活動については、様々な関係者が相互に連携協力して対応していくことが必要であり、以下のような、それぞれの役割分担に応じた取組が求められる。

1) 行政機関の役割

道民全体の救命への関心と協力意欲の向上、民間施設等への設置を促進するため、道及び市町村は様々な機会を通じてAEDの普及啓発活動を行う必要がある。

- ① 心停止事案の発生状況、不特定多数の利用状況、医療従事者や消防機関などのアクセス状況など、AEDを設置する際の参考となる情報の収集、分析、情報提供を行う。
- ② AED訓練用機器、貸し出し用AED等を講習会や救命救急に関する各種イベントへ貸し出しを行うなど、道民のAEDに対する関心等を高める。
- ③ 各種広報媒体（広報誌、テレビ、ラジオ等）により道民への普及啓発を積極的に行う。また、AEDを設置した民間施設等の情報を積極的に広報し、道民へAED設置場所の周知を図る。これにより、AEDを通じた民間施設（企業）のイメージアップにつながるとともに、同様施設での新たな設置意欲の向上が図られる。
- ④ 保健所等で実施している救急法の講習会等を通じて普及啓発活動を積極的に行う。
- ⑤ 行政機関自らが職員向けの講習会を積極的に実施し、行政機関の職員が率先してAEDを使用できる体制の整備を図る。
- ⑥ 全道的なAEDの効果の検証を行い、その検証結果を積極的に情報公開する。

2) 消防機関の役割

消防機関では、これまでも応急手当指導員・普及員の養成、AEDを含む蘇生法の講習として普通救命講習および上級救命講習を実施しているが、今後講習等を通じ、より一層の一般市民に対する普及啓発活動を実施する。とくに普通救命講習IIの講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し、応急の対応をすることが期待・想定される者がAEDを使用する際に受講が推奨される講習であることから、AEDを設置した施設の従業員等に対し積極的に実施されることが期待される。

- ① 住民に対する普通救命講習などについて、受講促進活動を図る。
- ② 不特定多数が訪れる施設等の従業員や自主防災組織の構成員への講習の実施、受講促進を図る。
- ③ 応急手当の普及指導に従事する指導者の養成を行う。
- ④ 各機関等が実施する AED の使用に係る研修等に対し、講師の派遣等を行う。
- ⑤ AED トレーニングキット等の貸出を行う。

3) 警察等の役割

突然の心停止は AED が設置されていない場所においても数多く発生することが想定される。消防機関よりも早く現場に到着する可能性のある警察においては、率先して救命活動を行うことが期待されている。

また、一般市民が自動車の運転中に突然の心停止の場に遭遇することも想定されることから、自動車運転免許証取得や更新時に合わせた AED の普及・啓発活動も有効であると考えられる。

- ① 警察官が AED を使用できるよう講習会等を受講する。
- ② 道公安委員会は自動車運転免許証の取得時における AED に関する講習等を実施する。

4) 学校等の役割

学校教育の現場では、応急手当の指導が保健体育の学習内容として学習指導要領に明記されており、高等学校では心肺蘇生法等の実技を含む内容が、中学校では人工呼吸法等の内容が盛り込まれている。指導に当たる保健体育科教員への応急手当に関する研修も行われており、実技を伴った授業を実施している学校もある。また、心停止の 60%以上が家庭内で発生するといわれていることから救急隊員が到着する前に、家庭内で心肺蘇生が行われるようにするためにも、学校での心肺蘇生法の学習を充実させていくことが必要である。

また、今後、教職員に対して、AED の使用に係る講習の受講を促進するとともに、すでに AED を設置しているなど、学校の実情に応じて、児童生徒にも設置場所や取り扱い上の注意等について周知するよう働きかける。

5) 医師会の役割

道民の健康と命を守る使命を有する医師会は、率先して AED の普及啓発活動を行うことが求められる。

- ① 一般住民及び心疾患の患者、家族などを対象とした心肺蘇生法等の講習会の実施及び普及啓発を行う。
- ② 医療機関の受診者が使用することを想定した AED の普及促進及び医師、看護師等への心肺蘇生法等の講習会、講習指導者の養成を行う。
- ③ 公共団体等が実施する AED の普及に関する各種事業などに対し、必要に応じて協力するとともに医学的な見地からの指導、助言を行う。

6) 日本赤十字社北海道支部の役割

日本赤十字社北海道支部では、これまでも救急法指導員の養成、AEDを含む蘇生法の講習を実施しているが、一層の普及啓発活動の実施が期待されている。

- ① 一般住民に対する救急法講習などについて、その実施拡大を図るとともに、受講促進活動を行う。
- ② 不特定多数が訪れる施設等の従業員や自主防災組織の構成員への講習の実施、受講促進を図る。
- ③ 救急法講習会に従事する指導者の養成を行う。
- ④ 各機関等が実施するAEDの使用に係る研修等に対し、講師の派遣等を行う。

7) 民間の役割

民間施設においては、各施設における医療従事者や救急隊などのアクセス状況などの情報を踏まえ、各事業者がAEDの必要性を自主的に判断し、必要に応じAEDを積極的に設置するとともに、導入した施設等の管理者等は、適切な機器の維持管理及び職員等に対する定期的な講習を行う必要がある。

また、救急法講習会等を実施しているNPO法人やボランティア団体などは、専門的知識をもった人的資源を有効に活用し、道民へのAEDの普及・啓発活動の一翼を担うことが期待される。

- ① 不特定多数の集まる施設及び業務の内容や活動領域の性格から心停止者の応急対応をすることが想定される施設の管理者等はAEDの設置を積極的に行う。
- ② AEDを導入した施設等は、適切な機器の維持管理及び職員等に対する定期的な講習を行う。
- ③ 救急法講習会等を実施しているNPO法人やボランティア団体などは、道民へのAEDの普及・啓発活動の一翼を担う。

4. 効果の検証

一般市民によるAED使用の有効性に関する検証は、AED使用の有無の把握が必要となる。消防庁が平成17年1月より全国規模で実施しているウツタイン様式による病院外心肺停止症例の調査統計により、一般市民によるAEDの使用の有無や病院外心肺停止症例の救命率等の予後の把握が可能となる。また、北海道救急業務高度化推進協議会において、メディカルコントロールの一環として救急救命士による薬剤投与業務プロトコルに併せて改訂した消防機関の救急活動に対する指導(活動検証票、参考資料9)の記録により、一般市民によるAEDの使用を含めた心肺蘇生の実施の有無、および心肺停止傷病者の発生場所(公衆場所)等からAED設置場所の必要性等を把握することが可能になる。

今後、AEDの有効性などについての検証を行うとともに、検証結果の公開により、道民の救命への関心と協力意欲の向上を図ることが重要と考えられる。

VI. おわりに

今後、本報告書の「本道におけるAEDの普及啓発について」を踏まえ、一定の活動指針を作成し、目標を達成するため、関係機関、団体等がそれぞれの役割に積極的に取り組むことが必要である。